

函 教 指
令和 7 年（2025 年）2 月 4 日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

函館市いじめ防止基本方針（改訂案）に対するパブリックコメント
(意見公募) 手続の実施結果の公表について

このことについて、パブリックコメント（意見公募）手続の実施により提出された市民等から意見の概要とその意見に対する市の考え方について下記のとおり公表いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 意見提出者（団体）数／意見の数
個人 4 名／11 件
- 2 修正の有無
なし
- 3 公表の時期
令和 7 年 2 月 4 日
- 4 公表する資料
函館市いじめ防止基本方針（改訂案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施結果について

（ 学校教育部教育指導課
電話 21-3557 ）

函館市いじめ防止基本方針（改訂案）に対する パブリックコメント（意見公募）手続きの実施結果について

案 件 名	函館市いじめ防止基本方針（改訂案）
募 集 期 間	令和6年（2024年）12月6日（金）～令和7年（2025年）1月7日（火）
担 当 課	教育委員会学校教育部教育指導課
意見提出者数	個人4人（11件）

○ 函館市いじめ防止基本方針（改訂案）に対する意見の概要と市の考え方

※ 意見の概要については、原文を要約して載せてています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (3) 保護者 P 6, 7</p> <p>子どもの非行行為に対して、正しく対応できず、必要以上にかばい、叱れない保護者や子どものことは全て学校に任せるなどしつけを放棄する保護者がいる。</p> <p>このような現状から、家庭教育は、最重要事項であることを認識させるべく、努めるという表現ではなく、「～をさせる。」「～とする。」など強調し、保護者に監護責任があることを認識すべきと考える。</p>	<p>保護者は、子どもの教育の第一義的な責任者であり、家庭教育が子どもに与える影響は大きなものがあります。しかし、全国的に共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭教育を支えることの重要性が高まっています。</p> <p>また、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に関する取組については、学校と保護者が緊密に連携し、推進していくことが大切です。</p> <p>以上から「保護者の役割と取組」については、行うことが求められる表記ではなく、主に「～努める。」と表記しております。</p>
2	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (3) 保護者 P 6</p> <p>6ページの最終項に、「当該児童生徒の保護者は、学校の助言を受けながら、今後の対応について、積極的に話し合いの場を設け問題解決にあたる。」等と付け加えてほしい。</p>	<p>本基本方針の改訂案では、保護者のいじめの問題への対応について、「いじめを受けた、またはいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。」と記載しておりますが、保護者が積極的に話し合いの場を設け問題解決にあたることも含む内容となっておりますので、原案のとおりとしま</p>

No.	意見の概要	市の考え方
		<p>す。</p> <p>なお、学校においては、保護者に対し、積極的に話し合いの場を設けることができるよう、働きかけてまいりたいと考えております。</p>
3	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (1) 学校 P 4, 5</p> <p>いじめの防止を考えるうえで、初動の段階から P T A の代表や児童委員など、地域住民の代表者を学校対応の段階から参加させ、学校の処理を透明化するはどうか。</p> <p>また、学校内の出来事を先生方が対応することは当たり前だが、学校外についてまで、先生に任せるだけではなく、地域住民で見守る体制が必要と思う。</p>	<p>本基本方針の改訂案では、新たに学校の役割と取組として、「校長のリーダーシップのもと、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した『社会に開かれたチーム学校』として、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努める。」と追加しております。</p> <p>学校においては、校長のリーダーシップのもと、地域住民や関係機関等の協力を得ながら、児童生徒を地域住民で見守る体制の整備を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
4	<p>1 いじめの防止等に関する基本的な考え方 (2) いじめの理解①いじめの定義 P 1</p> <p>「『いじめ』とは、・・・当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。」とあるが不十分と考える。当該行為の対象となった児童生徒が、自尊心などにより苦痛を感じていないふりをしている、または自己防衛から苦痛を無意識に押し殺している事例もあり、この定義では当該行為を行った児童生徒が自らを正当化するための言い訳に利用できる。</p> <p>また、早期発見の観点からも周囲の児童生徒から見て当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているのでは</p>	<p>本基本計画の改訂案におけるいじめの定義に関しては、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の規定のとおりとなっております。</p> <p>また、学校では、いじめの早期発見に向けて、児童生徒の日常の行動や授業、給食、放課後の様子などを観察し、児童生徒が発信する小さなサインを見逃さないよう取り組んでいるほか、児童生徒を対象に実施しているいじめの把握のためのアンケート調査では、「あなたは、今年の4月から今日まで、友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことありますか。」との設問により、いじめの対象となった児童生徒だけではなく、他の児童生徒からの情報を得るなど、いじめの把握に努めてお</p>

No.	意見の概要	市の考え方
	<p>と認識している場合は、いじめと定義するべきと考える。</p> <p>〈改善案〉</p> <p>「当該行為の対象となった児童生徒が」の部分を「当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、または周囲の児童生徒がそう感じているもの」に変更する。</p>	<p>ります。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
5	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (2) 教職員 P 5</p> <p>「教職員は、いじめを行った児童生徒によるいじめを受けた児童生徒に対する謝罪のみでいじめが解決したものとするのではなく、・・・。」の文言では弱く、もっと強い表現が必要と考える。いじめを受けた児童生徒が安心感を得ないまま、いじめを行った児童生徒からの謝罪を受け入れるよう教員に強要された事例を多く聞いている。</p> <p>〈改善案〉</p> <p>「謝罪のみでいじめが解決したものとしてはならない。」など明確な強い文言に変更する。</p>	<p>法に基づくいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国的基本方針」という。)では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。 ・いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。）、という二つの要件が満たされていることを指す。 <p>としており、学校においては、この国的基本方針に基づいた対応をしております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
6	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (1) 学校 P 4, (5) 教育委員会 P 8</p> <p>随所に「校長のリーダーシップのもと」とあるが、当該児童生徒が苦痛を感じ訴えているにもかかわらず、教員になだめられ我慢を続けている事例を聞いている。学校の対応に疑問がある場合の相談窓口など、何らかの対処方法をあえて明記することによって、校長が責任と覚悟を再認識できるよう促していただきたい。</p>	<p>学校以外の相談窓口の周知を図るため、本基本方針の改訂案の 24 ページや函館市いじめ防止対策審議会が作成するいじめ撲滅に向けたリーフレットにおいて、教育委員会の相談窓口である「はこだて子どもホットライン」や函館市子ども家庭センターの「子どもなんでも相談 110 番」等を記載しております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
7	<p>全体を通して、いじめの被害者にあたる児童生徒やその保護者への具体的な救済措置がないと感じる。よく聞く「苦しかつたら休んでいいんだよ。」では授業を受ける権利すら疑う結果になり、被害児童生徒には不利益しかない。加害児童生徒へは、一時的な別室授業を行うことができるなどの制度設計が不可欠である。</p>	<p>いじめの問題の対応について、学校は、被害児童生徒に寄り添い、全教職員で守り抜く姿勢を徹底することや、安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う必要があるほか、加害児童生徒にも、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させたうえで、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが求められます。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
8	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (2) 教職員 P 5</p> <p>「教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付けるとともに、<u>教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識のもと</u>、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしないよう十分留意する。」</p> <p>〈意見〉</p> <p>とても大切な一文だと感じる。「教職員と児童生徒は『大人』と『子ども』であり、そこには圧倒的なパワーの差があるし、『成績を付ける』というパワーも持っている。」ということを大人側は忘れないよう努めることが大事だと考える。力を持つ側はそれが当たり前すぎて、自分のパワーに気づけないことが多いからである。教職員だけではなく私たち市民も含めた大人は、<u>自分のパワーを正しく使い</u>、子どものロールモデルになっていけると良い。</p>	<p>児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教職員は児童生徒との信頼関係づくりに努める必要があるとともに、学校・家庭・地域が連携して、「児童生徒が安心して相談できる環境」をつくり、いじめについて大人に相談しやすい状況をつくる必要があるものと考えております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
9	<p>3 重大事態への対応(4)調査の実施【調査の方法】P 12</p>	<p>警察や児童相談所等において、司法面接の技術が活用されており、これは、多人数</p>

No.	意見の概要	市の考え方
	<p>司法面接とは、子どもに精神的な負担をかけずに正確に聴き取る方法である。特に虐待（性虐待を含む）においては、学校現場でも司法面接についての知識を有していることが求められていると感じる。さらに、いじめなどにも有効であると研究が進められているようだ。司法面接のすべてを学びきることは難しいかもしれないが、そのエッセンスについて学べる場面などが教職員向けにあると良いのではないかと思う。</p>	<p>で何回も聴取するのではなく、聴取担当者を一人に限定し、極力少ない回数（可能な限り一回）で周到な準備のもとに聴取を行います。このことは、児童生徒からの聴き取りにおいても参考となるものと考えております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
10	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (5) 教育委員会 P 8</p> <p>「教育委員会は、学校に対して、いじめの問題への対応は、校長の強力なリーダーシップのもと、『学校いじめ対策組織』を中心として組織的に対応するよう指導する。」</p> <p>〈意見〉</p> <p>強力なリーダーシップのもとで、チーム学校として対応することへの強い意志を感じられ、一市民として心強く思う。</p>	<p>学校においては、校長の強力なリーダーシップのもと、あらゆるいじめに対して、教職員が一人で抱え込むことがないよう、組織的な対応を行うとともに、教育委員会においては、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者等からいじめの連絡、通報等があった場合には、当該学校への助言や当該児童生徒および保護者への対応に万全を期すなど、学校の支援に努めております。</p> <p>いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
11	<p>2 いじめの防止等のための役割と取組 (5) 教育委員会 P 8</p> <p>強力なリーダーシップを発揮される管理職と、教職員の対応後のケアについて、児童生徒さんや保護者の方々には、スクールカウンセラーの存在があるが、先生方も心のケアをご配慮いただきたい。</p>	

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
お問い合わせ先	教育委員会学校教育部教育指導課 TEL : 0138-21-3557 FAX : 0138-26-7901 E-mail : shidou@city.hakodate.hokkaido.jp